

札幌第 5418 号
平成 24 年（2012 年）3 月 30 日

登録移動支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい福祉担当部長
天 田 孝

札幌市移動支援事業の報酬告示について（通知）

平素より本市の障がい福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）」の一部改正に伴い、本市移動支援事業の費用の額の算定に関する基準を一部変更しましたので通知します。

記

1 改正内容について

障害福祉サービスの費用算定における地域区分の見直し等に伴い、所要の改定を行ったもの

2 適用日

平成 24 年 4 月 1 日

3 添付資料

報酬告示

4 その他

障害福祉サービスの居宅介護の費用算定と同様に、一部の地域（道内においては小樽市のみ）に所在する事業所においては、平成 24 年度から平成 27 年度まで段階的に、一単位の単価が変更となります。

なお、報酬告示は札幌市HPからもダウンロードすることができます。

【 URL : http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/3-3-4_tebiki.html 】

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市保健福祉局保健福祉部
障がい福祉課給付管理係 三岸
電話 011-211-2938 F A X 011-218-5181
E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp